

宇部市オンライン診療（小児科）体制構築業務仕様書

1 業務名

宇部市オンライン診療（小児科）体制構築業務

2 業務の目的

宇部市休日・夜間救急診療所小児科の診療廃止日における初期救急医療体制を補完するため、小児救急患者を対象とした市民専用オンライン診療窓口を設置し、冬季の感染症拡大時期における受診者急増時にも対応可能な診療体制の確保を含め、その有効性や運用課題等を検証する実証事業を実施するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料上限額及び対象経費

（1）委託料上限額

金 3,710,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約時の予定価格を示すものではない。

（2）対象経費

本業務の履行に要する一切の経費（システム初期設定・利用料、医師等の体制確保・運用管理費、広報支援費、効果検証・報告書作成費等）を含むものとする。

※なお、受診に伴う個別の保険診療費や薬剤費等は委託料に含まない。

5 対象地域、人口及び対象者

（1）対象地域：宇部市及び山陽小野田市

（2）人 口：210,655 人（宇部市：153,105 人 山陽小野田市：57,550 人）

0 歳から 15 歳 24,566 人（宇部市：17,951 人、山陽小野田市：6,615 人）

※令和8年7月1日現在

（3）対 象 者：対象地域に居住する市民（生後4ヵ月以上15歳以下）

6 実施日及び時間帯等

診療受付日時等は次のとおりとする。

- ・実施日及び時間帯：令和8年12月14日から令和9年2月26日までの、市が指定する日
（計30日間）

月曜日、水曜日、金曜日（祝日及び年末年始を除く） 19時～翌8時

令和8年12月：合計7日間

月曜日（3日間）：12月14日、12月21日、12月28日

水曜日（2日間）：12月16日、12月23日

※12月30日（水）は年末年始のため除外

金曜日（2日間）：12月18日、12月25日

令和9年1月：合計 11日間

月曜日（3日間）：1月4日、1月18日、1月25日

※1月11日（月）は「成人の日」のため除外

水曜日（4日間）：1月6日、1月13日、1月20日、1月27日

金曜日（4日間）：1月8日、1月15日、1月22日、1月29日

※1月1日（金）は「元日」のため除外

令和9年2月：合計 12日間

月曜日（4日間）：2月1日、2月8日、2月15日、2月22日

水曜日（4日間）：2月3日、2月10日、2月17日、2月24日

金曜日（4日間）：2月5日、2月12日、2月19日、2月26日

・診療科：小児科

7 業務の内容

（1）オンラインによる初期診療の実施体制の構築

夜間時間帯において、申し込みのあった対象者の救急患者に対して、下記のとおり、提携医療機関の医師が事前予約不要のオンラインによる初期診療を行う体制を構築すること。

ア 専用申込ページ及び事前問診・受診適否機能の構築

受注者が運用するオンライン診療について、市民専用の申込みページをインターネット上に作成し、患者（保護者）が自宅等からスマートフォン等で、事前予約無しで当該オンライン診療の申込みができる体制を構築すること。

なお、申込み時には診療前のWeb問診機能等を備え、患者（保護者）が入力した症状等に基づき、オンライン診療の適否や対面診療の必要性をあらかじめ判定できる仕組みを構築すること。

イ 受診調整、決済方法、公的扶助対応

受付した患者が、マイナ保険証等の登録や診療費の決済方法の登録など必要情報の入力を完了した後、おおむね15分以内の待ち時間でオンライン診療を受診できるよう、提携医療機関及び医師との調整を行うこと。ただし、感染症等が爆発的に流行したことによる患者数の増加など、やむを得ない場合を除く。

- ・診療費の決済方法：少なくとも「クレジットカード決済」及び「コンビニ払い」の双方に対応していること。
- ・生活保護受給者への対応：生活保護受給者が受診する際に、受給者情報の確認や医療券（医療扶助）の発行・確認等に必要な手続きをスムーズに行える運用体制を構築・確保すること。
- ・子ども医療費助成への対応：本事業におけるオンライン診療は子ども医療費助成制度の現物給付の対象外（償還払い）となるため、受診者に対してその旨を事前に分かりやすく案内・周知するとともに、受診者が後日自治体へ償還払いの申請を行えるよう、領収書および診療明細書等を電磁的方法等により遅滞なく発行・提供できるシステム環境及び運用体制を確保すること。

ウ 診療受付体制及び申込多数時の対応

診療受付に対して、申込者数が著しく増加した場合であっても、原則として診療申込みを受け付けること。ただし、全国的に感染症等が爆発的に流行した場合など、やむを得ず受診制限を実施する場合は、発注者と協議すること。

エ 診療報酬

診療報酬は、診療を行った提携医療機関に支払われるものとする。

オ 医療責任

医療行為によって発生した問題については、提携医療機関及び診療を行った医師が責任を負うものとする。

カ 受注者の管理責任

オに関わらず、受注者は、医師の募集や勤務時間の調整、医師の割当てなどの医療行為にかかる調整、医療品質の向上及び改善等に係る責任を負うこと。患者へ提供する医療行為及びその品質は、提携医療機関及び診療を行った医師が責任を負うものとし、発注者は、医療行為によって生じる問題について一切責任を負わないものとする。

キ 医療連携体制（対面診療への誘導）

オンライン診療を行う医師が、早急に対面で診療を受ける必要があると判断する患者については、速やかに宇部市内及び山陽小野田市内の救急告示病院等（二次救急医療機関等）へ診療情報を共有する等の連携を行い、適切な受診につなげる体制を構築すること。

ク システム環境

オンライン診療の申込み及びオンライン診療は Google Chrome や Safari 等の広く普及しているブラウザから利用可能とし、受注者が開発する特定のアプリケーションのインストールが無くても利用できる環境を構築すること。ただし、ブラウザからの利用環境を整えたいうで、アプリケーションからの利用を併設することは可能とする。

（２）オンライン診療申込受付、受診適否判定及びコーディネート

受注者は、市民からのオンライン診療申込を受け付け、診療前の問診情報等に基づき、オンライン診療で対応可能か、対面診療が必要か等を適切に判定すること。

緊急度の高い重症患者と判定された場合は、オンライン診療を行わず直ちに救急搬送（119番通報）を要請するよう助言する、あるいは対面での二次救急医療機関の受診を促す等、適切な受診誘導を行うこと。オンライン診療が適当と判断された患者については、円滑に受診できるよう環境を整えること。

（３）オンライン診療後の処方へのコーディネート

患者がオンライン診療を受診し、薬が処方された場合は、受注者は、必要に応じて薬局との調整に介入し、円滑な薬の受け渡しに努めること。また、対象地域内で薬の受け取りができる薬局については、必要に応じて随時、情報を更新すること。

（４）オンライン診療後の患者への対応

医師が、フォローアップの必要があると判断した患者に対して、オンライン診療の翌日に看護師等から架電を行い、フォローアップを行うこと。また、医療品質の改善のため、オンライン診療を受診したすべての患者に対して、おおむね診療の翌日に、満足度アンケート調査を行うこと。アンケート調査の項目は、事前に発注者の同意を得るものとし、調査結果を個人情報保護法に反しない範囲で発注者へ報告すること。

（５）業務実績報告及び効果検証

受注者は、本事業による申込件数、診療件数、受診適否判定の結果（対面受診誘導等の判定内訳）、患者の属性等（居住市別、生活保護受給の有無等を含む）、アンケート結果につ

いて月ごとに取りまとめ、個人情報保護法に反しない範囲で業務実績報告書として翌月 10 日までに発注者に報告すること。

また、本実証事業の終了後、全体の診療実績やアンケート結果分析、初期救急医療への貢献度及び運用上の課題・改善案を取りまとめた「実証事業効果検証報告書」を発注者へ提出すること。

(6) 広報・周知の支援

受注者は、本実証事業の円滑な運用及び利用促進を図るため、市民（保護者等）向けの案内チラシ等の広報用素材の版下データ作成支援や、発注者が実施する各種広報（市ウェブサイト、市報、SNS 等）に対する必要な情報・素材提供等の協力を行うこと。

8 人員・体制

(1) 運用体制

受注者は、本業務の仕様を満たす医療提供（おおむね 15 分の待ち時間での診察提供、予約不要の診察、受診適否判定の実施等）が可能な体制（小児科対応医師、バックヤードの運用体制、システム等）を構築し、運用すること。

(2) 提携医療機関及び医師

受注者は、本事業の位置づけや目的について提携医療機関及び従事する医師に説明の上で診療にあたるよう調整を行うこと。受注者は、診療を行う提携医療機関が、医療事故等に備える目的で、賠償責任保険に加入していることを文書で確認し、発注者へ報告すること。

医師については、研修医は不可とする。

診療を行った医師（提携医療機関）は、指定する薬局で薬の受け取りを希望する患者について、診察終了後 1 時間以内（薬局が営業時間外の場合は翌営業開始時間まで）に、処方箋を当該指定薬局へ送信すること。なお、処方箋原本の薬局への送付が必要な場合の郵送手配等は適切に行うこと。

(3) 業務責任者

業務責任者は、本業務の進行管理、品質管理、課題・リスク管理等を実施し、発注者の求めに応じた報告、関係者との必要な調整や課題の解決を行うこと。

(4) 情報管理責任者

情報管理責任者は、本事業において取り扱う個人情報及び関連資料の安全管理を統括し、法令並びに本仕様書で定める基準を遵守するとともに、組織全体のセキュリティポリシーの策定及び運用を主導すること。

当該責任者は、情報漏洩、不正アクセス等のリスク評価及び対策の実施、緊急時対応計画の策定並びに全従事者への教育・訓練を行い、セキュリティ水準の向上に努めること。万が一インシデントが発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、是正措置を講じること。

9 委託料の支払等

(1) 受注者は、業務完了後、発注者の検査を受け、合格した後に速やかに請求書を提出すること。

成果物：月次業務実績報告書（各月分）、実証事業効果検証報告書（1 部・電子データ）

(2) 発注者は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

1 0 受注者に求める要件

- (1) 以下のア、イのいずれかを満たしていることを確認できる書面を提出すること。また、認証期間が定められている場合は、切れ目なく更新するものとし、更新後は速やかに発注者へ期間更新後の書類を提出すること。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得していること。
 - イ ISO/IEC 27001 認証を、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又は JAB と相互認定している認定機関により認証された審査登録機関から取得していること。
- (2) 本業務に類似したオンライン診療体制の構築・運用支援業務を、人口 15 万人以上の自治体（都道府県又は市町等）から受託した実績（現在受託・運用中のものを含む。）を有すること。

1 1 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、法令及び厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和 8 年 4 月改訂）※その後の改訂を含む。」等の関係通知を遵守して行うこと。
- (2) 本業務により作成された報告書その他の成果物の著作権は受注者に帰属する。ただし、発注者は、本実証事業の検証、公表及び行政目的のために必要な範囲において、成果物を無償で複製、改変、公表等自由に利用できるものとし、受注者はこれを許諾するとともに著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者双方が協議のうえ決定するものとする。